住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持(所得税・個人住民税)

2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下(※今回の改正内容は下線)のとおり措置する。

 <入居年>			2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
控除率:0. 7%						与党大綱 R7年度税制改正にて R6と同様の方向性で検討
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000	万円	4,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯* :5,000万円【今回改正内容】	4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500	万円	3,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,500万円【今回改正内容】	3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000	Б Р	3,000万円 子育て世帯・若者夫婦世帯* :4,000万円【今回改正内容】	3,000万円
		その他の住宅	3,000	万円		円 建築確認:2,000万円)
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
	住 宅 	その他の住宅	2,000万円			
控除期間		新築住宅·買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)			
		既存住宅	10年			
所得要件			2,000万円			
床面積要件			50m [®] (新築の場合、 <mark>2024(R6)年までに建築確認:40m[®]【今回改正内容】</mark> (所得要件:1,000万円))			

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

与党大綱 R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討